

河川に生えている樹木（ヤナギ等）を採取・利用しませんか？

～「公募型樹木等採取」への希望者を募集します～

池田河川事務所では、河川区域内の樹木を資源として有効に活用する観点から、河川の樹木を採取し利用していただける企業や住民を広く募集しています。

本取組は、河道内で伐採予定の樹木の有効活用として、資源を最大限に利活用する循環型社会の形成に向けた第9期北海道総合開発計画に基づく取組です。

- 1 応募期間 : 令和8年8月17日（月）から令和8年8月27日（木）12時00分
- 2 採取箇所 : 【十勝川および利別川河川敷】
中川郡豊頃町字北栄（別途図面①、②－1、②－2参照）
- 3 採取期間 : 河川産出物採取着手届確認完了日 から 令和9年2月26日（金）
- 4 応募方法 : 応募様式（様式－1）を下記までメール、郵送又は持参
○ 〒083-0032 中川郡池田町字利別東町
○ 帯広開発建設部 池田河川事務所
○ 電話番号 : 015-572-2661（平日8:45～17:00）
○ メール : hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp
- 5 応募資格等 : 帯広開発建設部のホームページに掲載する参加者募集要領（募集要領のほか、応募様式、詳細図面等も掲載）でご確認ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/ikeda_kasen/ct111r0000001zcs.html



【募集要領】

河川敷地内の樹木採取を希望する方を募集します!!

令和 8 年 8 月 7 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

池田河川事務所では、河川区域内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける採取者を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

本取組は、河道内で伐採予定の樹木の有効活用として、資源を最大限に利活用する循環型社会の形成に向けた第9期北海道総合開発計画に基づく取組です。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」（様式－1）に必要事項を記入し、メール添付、郵送、または持参により以下の宛先まで応募してください。

申込期限

令和8年8月27日12時00分必着

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時45分～17時00分までにお越しください（最終日は12時00分まで）。メールの場合は、メール件名に「公募伐採応募」と記載し、本文に「応募者氏名」を明記して様式を添付してください。

別途図面記載の地区ごとに1採取者が全量を採取するものとし、応募者多数の場合は下記4.7)により採取者を決定します。

応 募 先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

帯広開発建設部 池田河川事務所

(担当：計画課)

メー ル：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、池田河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

- 1) 採取期間：河川産出物採取着手届確認完了日から令和9年2月26日
- 2) 採取予定場所：別途図面①、②参照
- 3) 採取予定数量：別途図面②－1：十勝川地区 209,009m²
別途図面②－2：利別川地区 132,835m²
- 4) 主な樹種：ヤナギ類が主体
※ 採取期間・時間などの詳細な条件については、打合せをお願いいたします。
※ 樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。
※ 採取する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。
- 5) 保全種及び特定外来種について：範囲内にある保全種及び特定外来種について、採取決定から着手までの間に担当者と打合せをおこない、対応方法を確認してください。
- 6) 冬期の除雪について：採取者で除雪の実施を基本としますが、伐採箇所までの運搬路においては、状況により当所が対応する場合があります。
- 7) 申し込み多数の場合は、下記の申し込み条件の順位により、より上位の方を優先します。
 - ① 樹木伐採後に除根まで実施し、根・枝・葉を含め全て採取する。
 - ② 樹木伐採後に除根は実施せず、枝・葉を含め全て採取する。また、同順位の申込者が複数いた場合には、くじ引きにより上位の方から希望地区を選択して採取できるものとします。抽選が必要な場合は8月27日17時00分までに抽選の連絡をいたします。
※ 抽選は令和8年8月28日15:00～池田河川事務所で行います。
※ 抽選に当日出席できない場合は事務所職員が代理抽選いたしますので、連絡の際、代理希望を申し出てください。
※ 申し込みが1者のみの場合、②－1、②－2の両方を採取することが可能です。
- 8) 公募型樹木採取の参加者選定結果について：決定通知書送付から採取開始までに2週間程度時間を要します。手続きの詳細は別紙「応募から採取開始、採取完了までの流れ」をご覧ください。

5. 許可申請書の提出について

応募様式を確認後にご連絡いたしますので、許可申請書（様式－2）、採取作業計画書（様式－3）、を提出願います。また、出水期を含む作業期間となるため、担当者と打合せた上で使用機械等の設置・撤去計画を作成してください。

6. 採取後の活用について

採取した樹木等については、活用方法の制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

なお、採取者へ活用状況等についてフォローアップ調査をおこなうことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、フォローアップ調査内容について公表することがありますのであらかじめご了承ください。

7. その他

- 1) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本件により採取した樹木は無料ですが、採取に要する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 3) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、池田河川事務所の判断で中止する場合があります。
- 4) 本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- 5) 本公募に係る行為に起因して、事故やケガ等が発生した場合には、すみやかに池田河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、池田河川事務所では事故処理等の対応に関する責任は一切負いません。
- 6) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 7) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 8) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合があります。その場合はご了承願います。
- 9) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課

電 話：015-572-2661

メー ル：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

別紙

応募から採取開始、採取完了までの流れ

番号	項目	実施者
①	「応募様式(様式－１)」作成・提出	採取者
	↓	
②	「応募様式(様式－１)」確認・受理	池田河川事務所
	↓ ※1～2週間程度かかります	
③	必要に応じて抽選会を実施	採取者及び池田河川事務所
	↓	
④	「公募型樹木採取の参加者選定結果について(決定通知書)」送付	池田河川事務所
	↓	
⑤	「許可申請書(様式－２)」、「採取作業計画書(様式－３)」作成・提出	採取者
	↓	
⑥	「許可申請書(様式－２)」、「採取作業計画書(様式－３)」確認・受理	池田河川事務所
	↓ ※1週間程度かかります	
⑦	「河川産出物採取許可書」送付	池田河川事務所
	↓ ※⑧までに一度来所頂き、 希少種・特定外来種・注意事項等について、 担当者と打合せをお願いいたします	
⑧	「河川産出物採取着手届」作成・提出	採取者
	↓	
⑨	「河川産出物採取着手届」確認・受理	池田河川事務所
	↓	
⑩	採取開始	採取者
	↓	
⑪	採取完了	採取者
	↓	
⑫	「河川産出物採取完了届」作成・提出	採取者
	↓	
⑬	「河川産出物採取完了届」確認・受理	池田河川事務所

応 募 様 式

令和 年 月 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

令和 8 年 8 月 7 日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 採取木等の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- ☐ チップ化 ☐ ペレット化 ☐ 堆肥 ☐ バイオマス燃料
☐ 家畜敷料 ☐ 薪ストーブ ☐ バーク
☐ その他の目的 ()

2. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- (採取方法) ☐ バックホウなどの重機を用いて採取を行う。
☐ チェンソーまたはノコギリにより採取を行う。
☐ その他の方法により採取を行う。
()
- (小割方法) ☐ 採取した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ 破砕機等により、チップ化し、運搬する。
☐ その他の方法
()
- (運搬方法) ☐ 採取材は、() t トラックにより日々搬出する。
(積込方法：)
☐ その他の方法
()

- (採取順序) ☐ 通路脇から順次採取を行う。
- ☐ その他の採取順序 ()
- (抜根枝葉処理) ☐ 樹木伐採後に除根まで実施し、根・枝・葉を含め全て採取する。
- ☐ 樹木伐採後に除根は実施せず、枝・葉を含め全て採取する。

(使用する重機) (すべて列挙:)

(作業人数・作業台数) () 人

() 台

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

3. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日～ 月 日 (のうち 日間) を予定

※令和 8 年 8 月 31 日から令和 9 年 2 月 26 日以内としてください。

※実際の採取開始は河川産出物採取着手届確認以降となります。

4. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

メールアドレス :

なお、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

※ご記入いただいた個人情報は本応募以外の目的には使用しません。

5. 公募型樹木等採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

- ☐ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者ではない。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☐ 直近 1 年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式－２

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

北 海 道 開 発 局 長 殿

申 請 者 住 所

ふりがな
氏 名

別紙のとおり河川法第２５条の許可を申請します。

(連 絡 先) 担 当 者 氏 名

電 話 番 号

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

採取者 住所 〒
氏名
電話番号

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- < 作業時服装 > ・ 作業時はヘルメット等安全に配慮した防護具を着用し、作業に適した服装で行う。
- < 気象条件 > ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
- < 資機材管理 > ・ 作業用器具は採取区域内で保管し、作業終了時は周辺に飛散しないよう管理する。
- < 隣接者調整 > ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
 - ・ 倒木する際は、周辺の採取者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・ 倒木する際は、他の採取者と離隔を十分にとって作業を行う。
 - ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する採取者と調整し安全を確認後に倒木する。
- < 有事対応 > ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行する。
 - ・ 消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には事務所に必ず連絡する。
- < 法令遵守 > ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- < 採取樹木 > ・ 環境に配慮して保全種及び特定外来種の分布位置を把握し、担当職員の指示に基づき適切に処理する。
- < その他 > ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)

作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

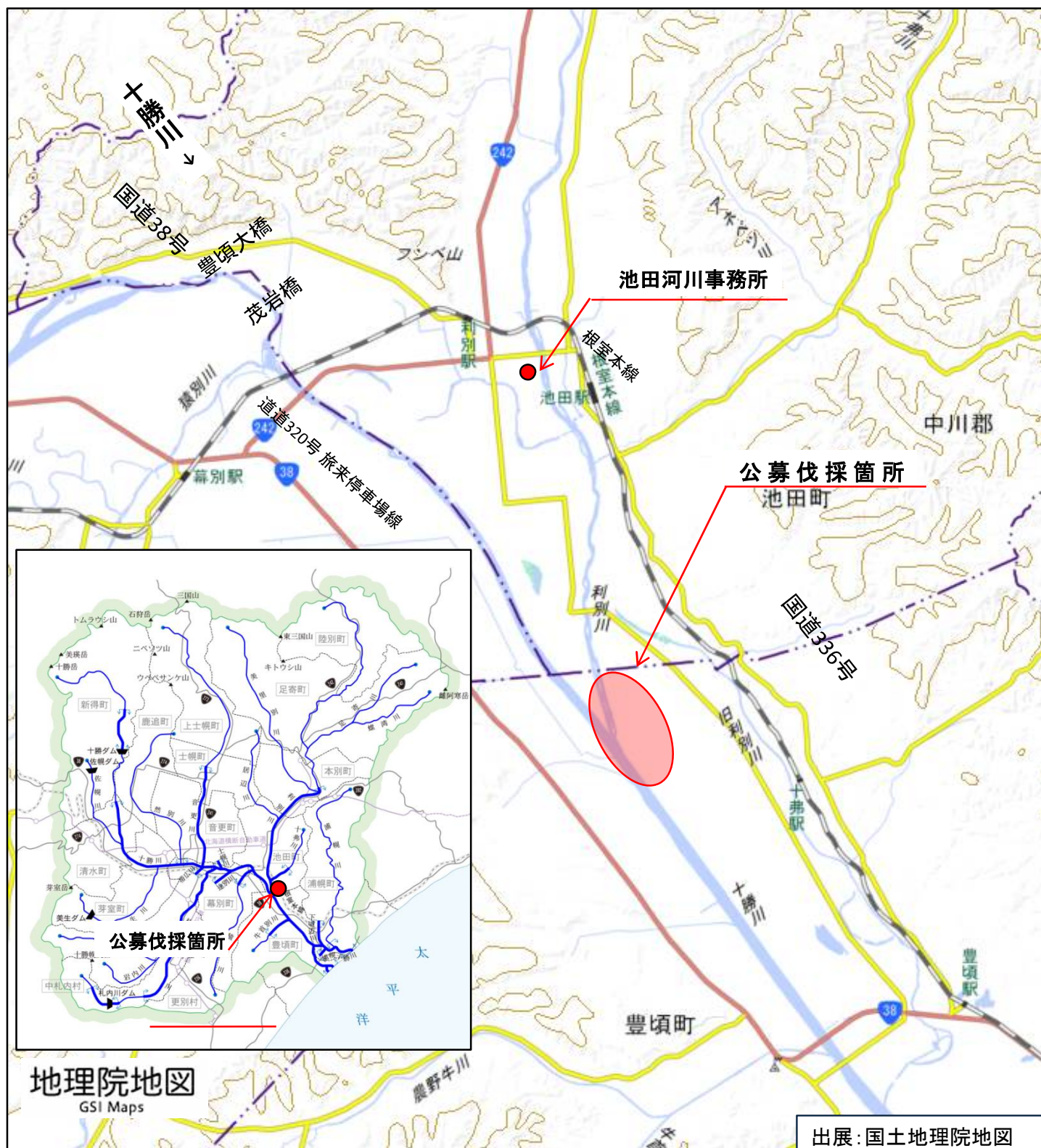
※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

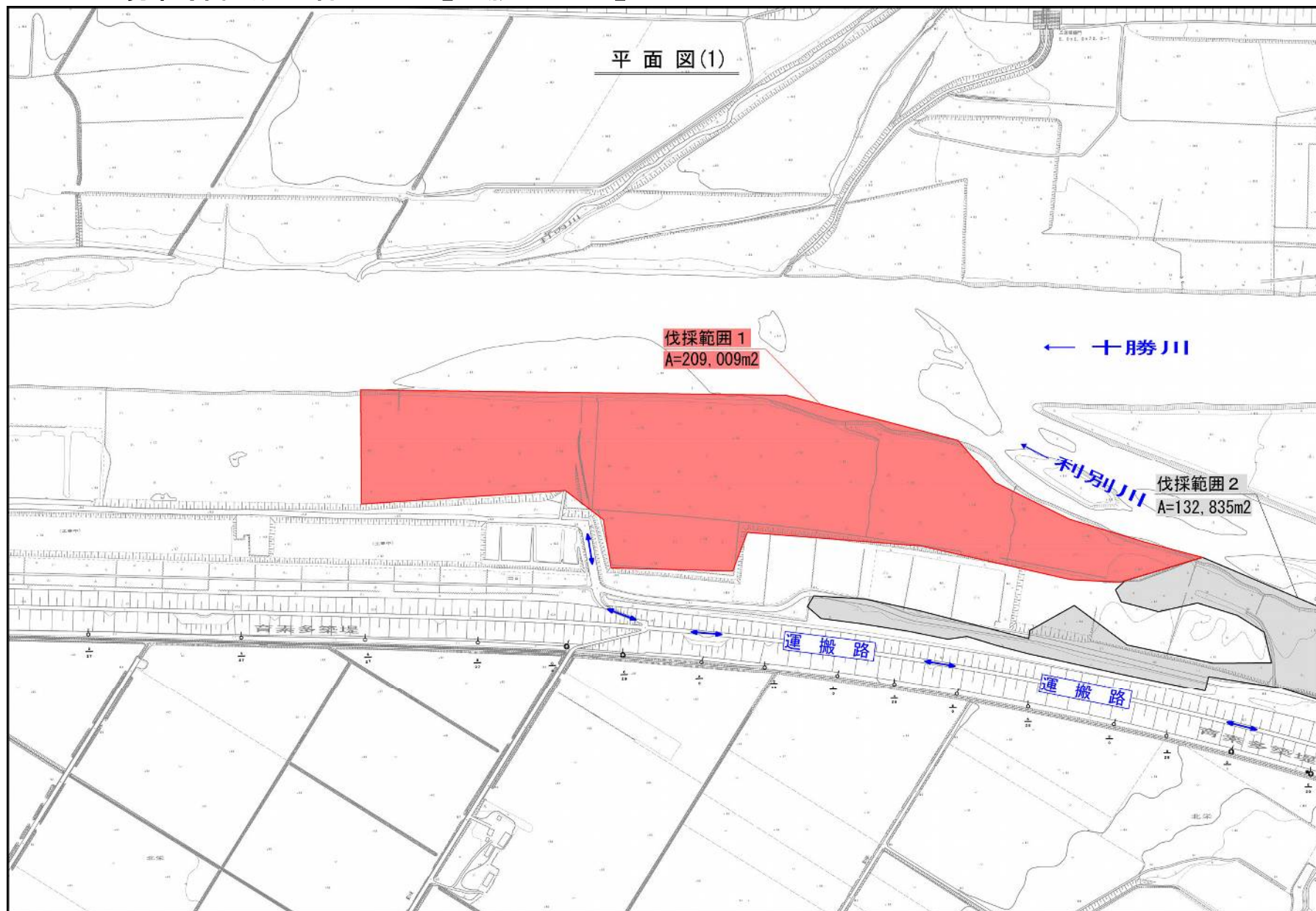
別途図面①

公募伐採箇所図



別途図面②－1

公募伐採箇所全体平面図【十勝川地区】



別途図面②-2

公募伐採箇所平面図【利別川地区】

